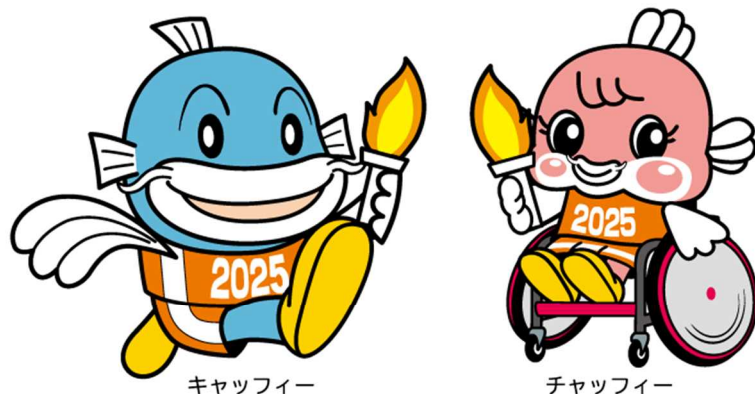


令和元年(2019年)5月17日
第7回常任委員会決定
令和3年(2021年)3月22日
第9回常任委員会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 2025

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

令和元年(2019年)5月 策定

令和3年(2021年)3月 一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

目 次

第1章 開催基本構想について

- 第1節 策定の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 開催基本構想の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

- 第1節 国民スポーツ大会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第2節 全国障害者スポーツ大会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第3節 本県のスポーツ環境等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第4節 本県における両大会開催の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

- 第1節 開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 1. 開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 2. 実施目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組

～実施目標の実現および両大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～

- 第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組・・・・・・・・・・10
- 第2節 『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組・・・・・・・・12
- 第3節 『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組・・・14
- 第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組・・・・・・・・・・17
- 第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組・・・19
- 第6節 『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組・・・・・・・・・・20
- 第7節 『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組・・・22

第5章 開催基本構想の推進方策

- 第1節 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割・・・・・・・・・・24
- 第3節 開催基本構想のフォローアップ（進行管理）の実施・・・・・・・・・・26
- 第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について・・・・・・・・・・26

第 1 章 開催基本構想について

第 1 節 策定の趣旨・目的

国民スポーツ大会（国民体育大会）¹は、昭和 21 年（1946 年）の第 1 回大会以来、国内最大のスポーツの祭典として広く親しまれ、国民の健康増進と体力向上、スポーツの普及と発展、そして豊かで活力ある地域社会づくりに大きく寄与してきました。本県では、昭和 56 年（1981 年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第 36 回国民体育大会を「びわこ国体」と名づけて開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところです。

また、同年には、「わたしにも こんな力が 生きがいが」をスローガンとした第 17 回全国身体障害者スポーツ大会（びわこ大会）を本県で開催し、障害のある方が力強く競技する姿が多くの県民に大きな感動を与えたところです。

そして、前回開催から 43 年ぶりとなる令和 6 年（2024 年）の第 79 回国民スポーツ大会と第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催が内定していましたが、令和 2 年（2020 年）に開催予定であった鹿児島県の両大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 5 年（2023 年）に延期されたことを受け、本県の両大会は令和 7 年（2025 年）に開催されることとなりました。

国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会を意義ある大会として成功に導くためには、県民の皆さんはもちろんのこと、両大会の準備・運営に関わるすべての関係者が両大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進めていく必要があります。

そうしたことから、今般、「開催基本方針」²に掲げる実施目標の達成に向けた取組や大会終了後のレガシー³創出・継承の方向性を「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本構想（以下「開催基本構想」）」として取りまとめ、今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等とともに、滋賀が目指す両大会の姿の県内外への発信や大会開催の機運醸成に活かしていきます。

【第 36 回国民体育大会（びわこ国体）/秋季大会開会式】写真の出典：滋賀県ホームページ



¹ スポーツ基本法改正により「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」に変更（令和 5 年（2023 年）1 月施行）。

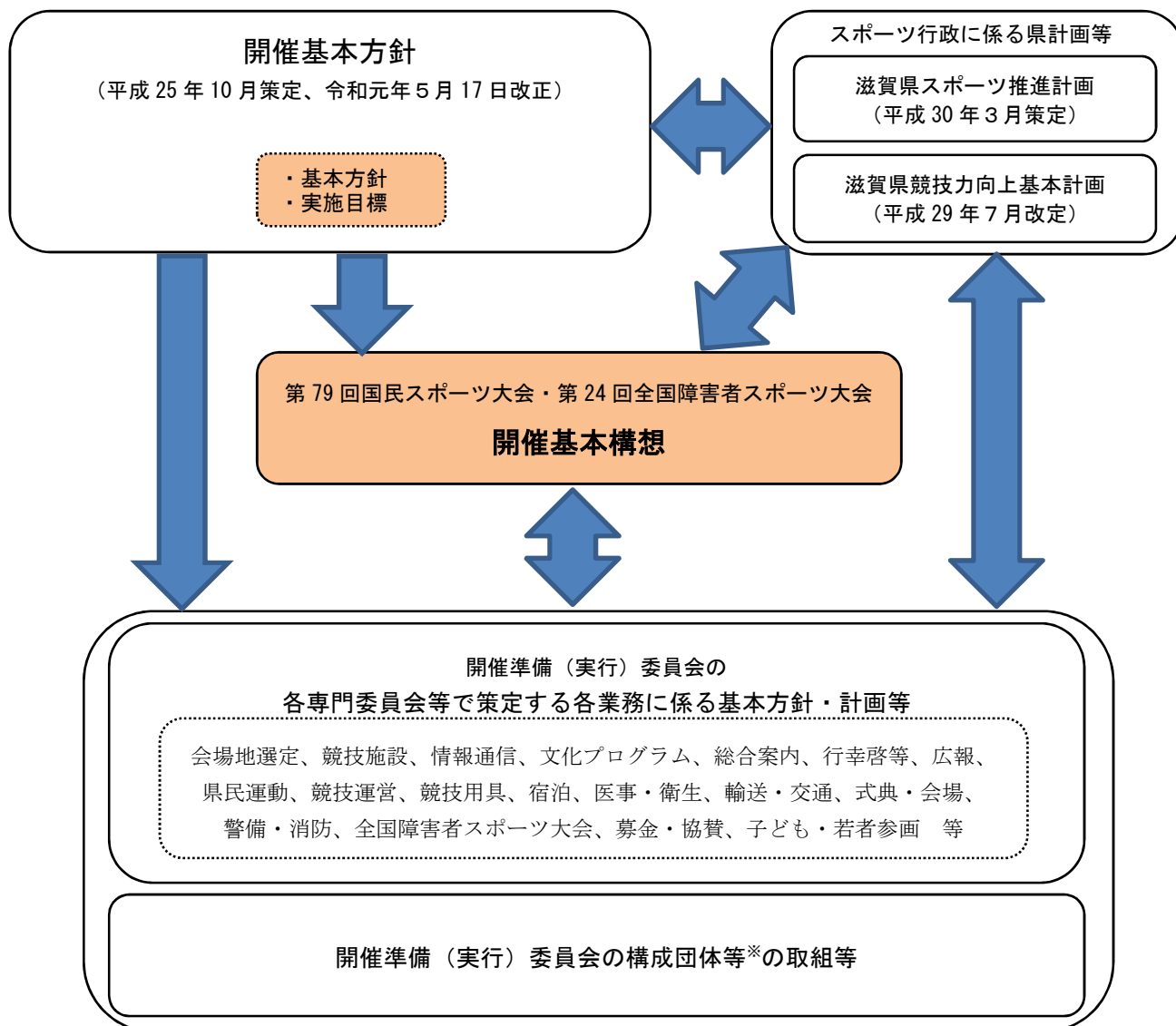
² 「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」）」の平成 25 年（2013 年）10 月 31 日第 1 回総会決定。令和元年（2019 年）5 月 17 日第 7 回総会改正。

³ 直訳は「遺産」であるが、スポーツ分野ではスポーツイベント開催後に遺される長期的・持続的効果をいう。

開催基本構想は、上位方針である開催基本方針（平成 25 年（2013 年）10 月 31 日第 1 回総会決定、令和元年（2019 年）5 月 17 日第 7 回総会改正）に基づき、開催準備委員会が策定するものです。

なお、開催基本構想の策定に当たっては、開催準備委員会の各専門委員会等で策定する具体的な各業務に係る基本方針・計画等のほか、「滋賀県スポーツ推進計画」⁴および「滋賀県競技力向上基本計画」⁵などの関係する計画とも整合を図ることとします。

【開催基本構想の位置づけに係る模式図】



※開催準備（実行）委員会は、県・市町議会議員、県、市町、国、学校・教育関係団体、経済団体、スポーツ関係団体、通信・運輸・交通関係団体、医療・福祉関係団体、宿泊・観光・衛生関係団体、警備・消防関係団体、社会・文化・環境関係団体など約 340 の関係者で構成。開催 3 年前（令和 4 年（2022 年））に「実行委員会」へ移行。

⁴ 滋賀県スポーツ推進条例第 8 条に基づき、スポーツの推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画で、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。

⁵ 滋賀県スポーツ推進計画における競技力向上に関する展開方策を具現化するための計画。

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

第1節 国民スポーツ大会とは

1 概要

国民体育大会（以下「国体」。令和6年（2024年）の佐賀大会から「国民スポーツ大会」。）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です⁶。

昭和21年（1946年）に京都府を中心とした京阪神地区で第1回目の国体が開催され、以来、各都道府県の持ち回り開催となり、スポーツの普及や競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に貢献してきました。

2 実施競技

国民スポーツ大会は、9月中旬から10月中旬までの11日間以内の会期⁷で開催され、正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与される都道府県対抗により行われるものです。

国民スポーツ大会の競技には、「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、開催地都道府県民を参加対象とする「デモンストレーションスポーツ」があります。

【第79回国民スポーツ大会における実施予定競技】

＜正式競技＞（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

＜特別競技＞（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

＜公開競技＞（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

＜デモンストレーションスポーツ＞（開催県民を対象に開催県にて種目決定）

（例）少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

⁶ 大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省および開催地都道府県。各競技会は日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村が運営する。

⁷ 大会の会期は、開催3年前に公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

第2節 全国障害者スポーツ大会とは

1 概要

全国障害者スポーツ大会⁸は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

昭和40年（1965年）から身体に障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年（1992年）から知的に障害のある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年（2001年）から国体終了後に、国体と同じ開催地で開催されている大会です。

前身の「全国身体障害者スポーツ大会」も含めると、滋賀県では44年ぶりの開催となります（「全国障害者スポーツ大会」としては初めての開催）。

2 実施競技

全国障害者スポーツ大会の実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗により行われます。なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議の上、「オープン競技」として実施することができるとされています。

【全国障害者スポーツ大会における実施予定競技】

＜正式競技＞（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

※卓球（精）…2019 茨城大会から、ボッチャ…2021 三重大会から追加。

＜オープン競技＞（参考例：平成29年（2017年）えひめ大会実施競技）

肢体障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル

※オープン競技は、開催県実行委員会と中央主催者（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会および文部科学省）の協議の上、決定される。

第3節 本県のスポーツ環境等

1 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する県で、その中央には我が国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良などの緑豊かな山々に囲まれています。そうした豊かな自然環境のもとで自然と共生する文化が育まれてきました。彦根城や安土城跡、紫香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並みや長浜曳山まつり、信楽焼など

⁸ 大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村で、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。

の文化財がそれぞれの地域の伝統行事とともに引き継がれてきました。

また、恵まれた自然環境や優良な生産基盤のもとで生産される、近江米や近江の茶、近江牛や湖魚をはじめとする農畜水産物が全国的に知られています。

一方、鉄道や高速道路などの広域交通基盤が集中する恵まれた交通環境や、京阪神や中京の大都市圏に近接しており、第二次産業の構成比が高い内陸工業県となっています。

2 スポーツに係る自然環境

琵琶湖は、湖上でのボートやセーリング、湖辺での湖水浴やキャンプなど、様々なスポーツ活動を楽しむ場となっています。ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動・運動部活動や、企業スポーツとしても盛んであり、全国トップクラスの成績を収めています。また、湖辺では、「ビワイチ」⁹の愛称で親しまれる琵琶湖一周サイクリングが盛り上がりを見せています。

ほかにも、伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かしてハイキング、トレッキング、キャンプや登山、さらには、高原を利用したパラグライダーやハンググライダー、冬はスキー、スノーボードなどが楽しめ、多くの人々が訪れています。

【本県の自然環境とスポーツ】【写真の出典】滋賀県ホームページ



3. スポーツ活動の状況

「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」（平成 28 年度）によると、成人の 1 週間のスポーツ実施率が 36.0%と全国平均に比べて低く、特に 20～50 歳代の実施率が低く、また、「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」（平成 28 年度）による

⁹ 琵琶湖 1 周＝ビワイチとは琵琶湖大橋より北側の北湖（約 150km）と南側の南湖を合わせた約 190km を自転車で一周すること。

と、中学生は全国平均を上回るものの小学生は全国平均より低く、かつ、1週間の運動・スポーツ実施時間も全国平均を下回る状況です。また、障害のある人のスポーツも、施設の利用環境や身近にスポーツを楽しむ拠点数等に課題があるとされています。

一方、本県ゆかりのアスリートの活躍やバスケットボール等のプロチームの活躍により、トップレベルのスポーツ観戦の機会が増えつつあります。また、障害者スポーツでも、パラリンピックでの本県出身選手の活躍が心のバリアフリーや共生社会実現の契機となり、県のスポーツ大使の交流事業でもパラリンピアンとの交流実績が増えています。

第4節 本県における両大会開催の意義

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、国内トップレベルの競技に触れることができる貴重な機会です。また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が全国から集う障害者スポーツの全国的な祭典となります。

本県での両大会は、各種国際スポーツ大会が連続して開催されるゴールデン・スポーツイヤー後の開催となります。人々のスポーツへの関心が高まる絶好のタイミングで両大会を開催することで、スポーツの「する」、「みる」、「支える」の大きなきっかけとなり、スポーツを通じた夢や感動の共有や、健康づくり促進につながると期待されます。

さらには、両大会を通じて、障害者理解や交流の機会が生まれ、人々がともに支え合う共生社会の実現につながると期待されます。

また、両大会には、県内外から数十万人¹⁰もの人々が訪れることから、開・閉会式や県内各地で開催される各競技会や関連行事・イベント等でのおもてなしを通じて、地域の絆づくりが進み、人々の交流の輪が広がるとともに、琵琶湖や山々などの豊かな自然環境や歴史・文化、食等の滋賀の魅力の発信や滋賀の活力を高めることにもつながると期待されます。

なお、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)が掲げられました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、スポーツについて、寛容性と尊厳を促進し、開発および平和への寄与、健康、教育、女性や若者、個人やコミュニティの強化に寄与するものとしており、両大会の開催は持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。

¹⁰ 平成29年えひめ国体、えひめ大会：参加者(選手・監督、大会関係者、観客)延べ約80万人。宿泊者延べ約20万人。

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にするとしています。

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和7年（2025年）に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

1の基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

実施目標 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

実施目標 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

実施目標 6 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

実施目標 7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

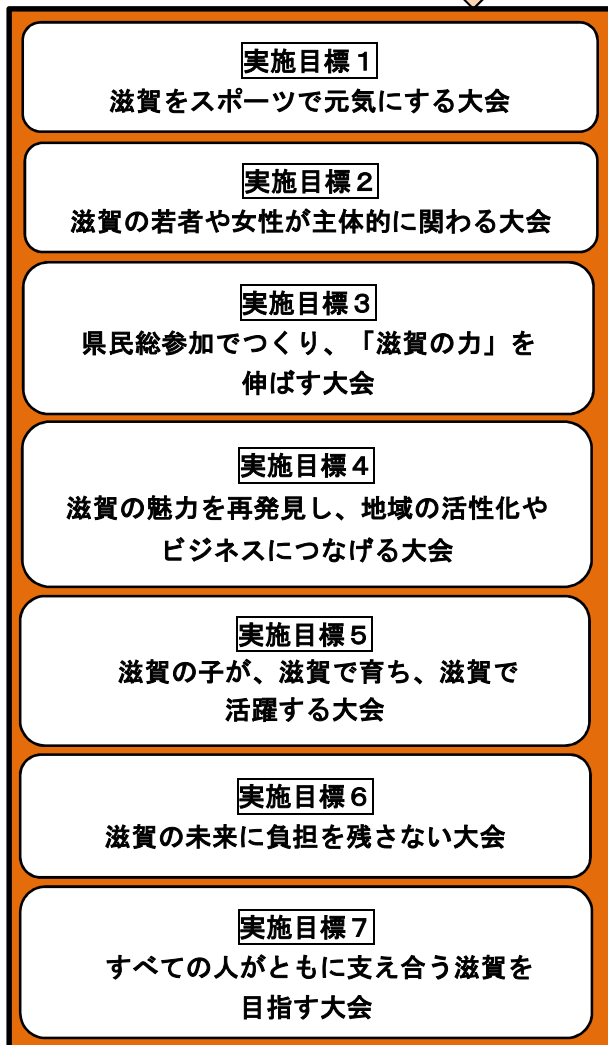
こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典（＝両大会）を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。

【基本方針、実施目標、取組の関係】

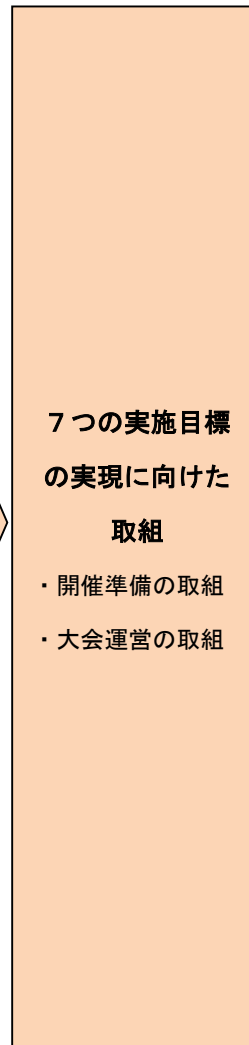
<基本方針>

- ◇ 次代を担う人育て
- ◇ 活力に満ちた真心通い合う郷土づくり
- ◇ 全国から滋賀を訪れる多くの人との交流
- ◇ 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- ◇ 県民がより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- ◇ 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- ◇ 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ◇ ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現

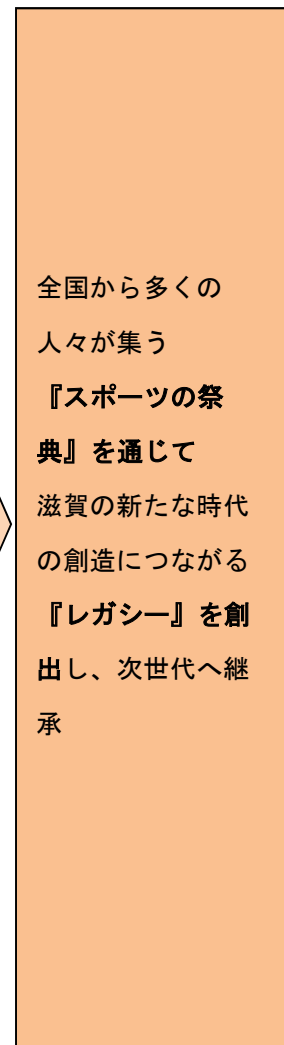
<実施目標>



<取組>



<レガシー>



第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組

～実施目標の実現および大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～

第3章に記載の開催基本方針に基づく実施目標の実現を図るとともに、両大会の開催準備や大会運営によって得られる経験や生み出される成果を一過性のものとすることなく、大会終了後のレガシーとして創出し、次世代に継承することができるよう、開催準備（実行）委員会は、構成団体や企業、県民等と連携しながら次のような取組を推進していきます。

第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

（1）県民が生涯にわたりスポーツ活動を行うきっかけづくり

- トップレベルの選手の両大会への参加を要請し、「観て楽しめる大会」となるよう努めるとともに、スポーツへの興味・関心が高まるよう県民に観戦を呼びかけます。
- 子ども、若者、高齢者、障害の有無など問わず県民誰もが年齢や能力、趣味・嗜好に合った「マイスポーツ」を見つけ、スポーツの「する」「みる」「支える」取組につながるよう、両大会の情報と併せて様々な競技の魅力や選手の魅力などスポーツ活動のきっかけにつながる情報発信を行います。
- 県民が興味・関心に応じてスポーツに親しめるよう、県民が広く参加できる国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」）や、両大会の関連イベントでのスポーツ体験の機会を設け、参加を呼びかけます。
- 国民スポーツ大会のデモスポについては、滋賀ならではの特色ある種目や障害のある人が参加しやすい種目、親子で参加しやすい種目を設け、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、湖上スポーツやパラリンピックホストタウン関連競技¹¹など、滋賀の特長を活かした実施種目を検討します。

（2）障害のある人の参加機会の拡大

- 関係団体や学校等と連携し、障害者スポーツの体験機会を設け、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図るほか、障害者スポーツの観戦機会に係る情報提供等により、障害者スポーツの普及を促進します。

【ジュニア・ユースチーム第3期生によるパラスポーツの魅力発信に係る提言】

ジュニア・ユース第3期生 ～心がけ宣言～

3 パラスポーツの魅力を発信します。

- ・ 体験したことを友達に伝えます。
- ・ 友達と一緒にパラスポーツやボランティアへの参加に努めます。
- ・ SNS等を使った情報発信を積極的に行います。



※提言のうち1、2は、バリアフリー等に係る提言
(P23掲載のため、本頁では省略)

¹¹ 守山市・滋賀県でトルコ（視覚障害者柔道、ゴールボール）のホストタウンとして登録。

(3) スポーツの持つ多様な価値の共有

- 実践することで得られる感動や達成感、心身の健康の保持・増進等をはじめとするスポーツの多様な価値を発信します。
- 両大会におけるスポーツボランティア活動など、スポーツの現場で身近にスポーツが持つ多様な価値に触れることができる機会を県民に提供します。
- 企業等による両大会を支える取組が、企業のイメージや価値の向上につながるよう寄附に対する表彰や情報発信を行います。

(4) シンボルスポーツ等の創出・定着

- 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン制度¹²やワールドマスタースゲームズ2021関西¹³の開催、さらには両大会開催後を見据えて、県や市町、競技団体が連携し、開催競技が滋賀のシンボルスポーツ¹⁴となるよう、情報発信します。
- 会場地市町、競技団体、県等が連携し、スポーツ教室開催や合宿・スポーツイベント誘致や出場選手との交流など、開催競技を身近に感じられる機会を設けます。

2 健康づくり活動の促進

- 両大会を契機に高まるスポーツへの関心が、県民における身体を動かす習慣の定着や健康づくり活動の促進につながるよう、県・市町関係機関や関係団体と連携しながら、スポーツを通じた健康・体力づくりに関する情報発信や普及啓発を行います。

3 スポーツ・健康づくり環境の整備

- 両大会開催に必要となるスポーツ施設の整備を通じて、県民が将来にわたりスポーツ活動や健康づくり活動を行う環境づくりを進めます。

2025 滋賀レガシー① 『生涯にわたり健康でスポーツに取り組む滋賀の人々』

☆スポーツ実施率の向上 ☆健康・体力の保持増進を通じた健康寿命の延伸
→皆がそれぞれ自分に合った「マイスポーツ」に取り組んでいます！

大会をきっかけに始めました。
今では毎週やっています。



¹² 東京 2020 オリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る制度。大津市(デンマーク)、甲賀市(シンガポール)、守山市(トルコ)、米原市(ニュージーランド)、彦根市(スペイン)が登録。

¹³ 国際マスタースゲームズ協会が4年ごとに主宰する、生涯スポーツの国際総合競技大会。令和4年(2022年)にはアジアで初めて日本・関西で開催。滋賀県ではカヌー(ドラゴンボート)、ボート、陸上競技(10km ロードレース)、ホッケー、ソフトボール、野球(軟式野球)を実施。

¹⁴ 地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において核となるスポーツ。

☆魅力あるシンボルスポーツの創出・定着

→開催競技が会場地市町のシンボルスポーツとして定着し、まちづくりに活かされています。

→スポーツイベントが盛り上がっています。特に滋賀ならではのスポーツが大人気！



☆障害者スポーツの普及

→様々な障害者スポーツが盛り上がり、観戦や体験の機会が増えました。



☆県民のスポーツ・健康づくりの拠点施設

→スポーツ環境も整い、健康づくりのためにスポーツに取り組む人が増えました。



第2節 『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

- 小学5年生から大学生で構成する「子ども・若者参画特別委員会」（以下「ジュニア・ユースチーム」）¹⁵において、両大会の開催準備やスポーツ推進、競技普及等について調査・研究を行い、子どもや若者の柔軟な視点や発想による提言等を両大会の開催準備および大会運営の取組に反映します。
- ジュニア・ユースチームの調査研究活動や両大会の県民運動等への参加を通じて、子どもや若者が、人と人とのつながりや交流の中で経験や知識を得て、成長できるよう活動機会・内容を充実させるとともに、子どもや若者達の取組をサポートします。
- 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高める

¹⁵ 両大会の準備段階から、子どもや若者が主体的に関与できる機会を確保するとともに、世代間の交流を促進すること等を目的に開催準備委員会に設けた小学5年生から大学生世代までの子どもや若者で構成する委員会。通称「ジュニア・ユースチーム」と呼称。これまで第1期生は「湖上スポーツ」、第2期生は「スポーツボランティア」、第3期生は「パラスポーツ（障害者スポーツ）」、第4期生は「大会のPR大作戦」、第5期生は「スポーツの魅力発見」、第6期生は「マイスポーツを探せ!!」をテーマに調査研究活動を実施。

ため、子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報・情報発信を行います。

2 女性の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備（実行）委員会の各専門委員会¹⁶において、女性委員の参画機会を確保し、両大会の開催準備や運営に係るあらゆる場面で、女性の視点や意思を反映し、女性が、よりスポーツに親しめる環境づくりを進めます。
- 競技団体の役員への女性の登用や女性の指導者育成に向けて、競技活動継続の支援や指導者育成に向けた研修のほか、女性指導者ネットワーク構築の支援に取り組みます。
- 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、女性が参加しやすいものや子育て中の女性が親子で参加できるものを設けるなど、両大会への女性の参加に配慮します。

2025 滋賀レガシー② スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性

☆滋賀のスポーツ推進の次世代の担い手となる子ども・若者の育成

→両大会の成功に貢献した子どもたちが今では、滋賀のスポーツの大黒柱に！



☆より一層女性がスポーツに親しみながら活躍できる環境

→スポーツを身近に感じ、スポーツに取り組む女性が増えています。

→スポーツの各分野で、女性のアスリートや指導者が活躍しています。



¹⁶ 令和2年度現在、総務企画専門委員会、広報・県民運動専門委員会、競技運営専門委員会、全国障害者スポーツ大会専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会、子ども・若者参画特別委員会、募金・協賛推進特別委員会、式典・会場専門委員会、警備・消防専門委員会を設置。

第3節 『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組

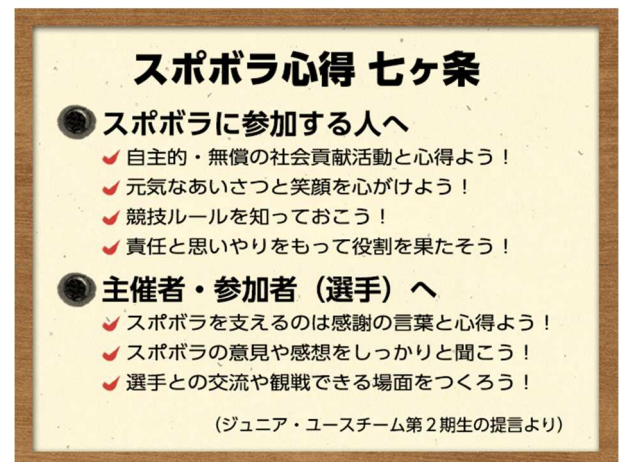
1 多様な主体との連携・協働

- 開催準備（実行）委員会および各専門委員会等を通じて県、市町、関係機関・団体、学校、企業等が緊密に連携・協働し、全ての人々が一丸となり、様々な立場の県民や地域の力、知恵や思いを結集して開催準備および大会運営を行います。
- 多くの県民が両大会開催を実感し、参加・協力できるよう、開催競技（正式競技、特別競技、公開競技、デモスポ、全国障害者スポーツ大会正式競技、オープン競技）を県内の様々な地域で開催します。
- スポーツボランティア活動や県民運動（花いっぱい運動¹⁷、あいさつ運動、クリーンアップ運動¹⁸等）、式典前演技、募金など、すべての県民が何らかの形で両大会に参加・協力できる機会を創出します。
- 両大会の運営基盤づくりのため、広報活動と連携して県民や企業・団体の理解と賛同による寄附等の募集を様々な手法で推進するほか、企業協賛制度を構築します。

2 スポーツボランティア活動等の推進

- 県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記ボランティア、選手団と行動をともにする選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。
- 県や市町、関係団体等と連携して、両大会に係るスポーツボランティア活動への参加機会に関する情報提供をするとともに、スポーツボランティア活動に関する普及啓発や企業等へボランティア休暇取得への理解を要請することなどにより、県民がスポーツボランティアとして両大会に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 県や市町、関係団体等と連携して、ワールドマスタースゲームズ2021 関西の実績を活かして、スポーツボランティア活動が円滑に行われるよう運営に努めるとともに、ジュニア・ユースチームで取りまとめた「スポボラ心得 七ヶ条」を踏まえ、スポーツボランティア参加者と主催者・参加選手が大会成功の喜びを分かち合えるよう運営に配慮します。

【スポボラ心得 七ヶ条】
(ジュニア・ユースチーム第2期生提言より)



¹⁷ 来県者を温かく歓迎するため、競技会場や沿道だけでなく、自宅や学校、公園など街並み全体を花で彩るもの。

¹⁸ 会場や会場周辺等の清掃活動

3 みんなの心に残る大会運営

(1) 心に残る情報発信および式典等の開催・運営

- 広報紙、ホームページ・SNS、出前講座、報道機関を通じた広報のほか、ジュニア・ユースチームの提言も踏まえて様々な周知方法を検討しながら、両大会や滋賀の魅力に係る情報を効果的に広報します。
- 両大会を象徴する愛称・スローガンの普及、大会マスコットキャラクターやイメージソング・ダンス、啓発イベント等により、県民の関心を盛り上げ、楽しい雰囲気を創ることで両大会開催の機運を醸成します。
- (再掲)両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高めるため、子ども・若者にとって楽しくわかりやすい訴求力のある広報・情報発信を行います。
- (再掲)女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。

【ジュニア・ユースチームによる大会のPRに係る提言】



- 開・閉会式や炬火イベントは、簡素な中にも歴史・文化、伝統など滋賀の魅力が表現されたものとするほか、参加者同士の絆が深まり、参加者の記憶に残るものとなるよう企画や演出に創意工夫を凝らします。また、本県ゆかりのスポーツ選手にも協力を仰ぐ

とともに、子どもから高齢者まで多くの県民が参加できるよう配慮するほか、参加する選手・役員等の負担軽減や健康管理および情報支援にも配慮します。

- 来場できない方や県外にも各競技会の模様が伝わり、感動の輪が広く広がるよう両大会の開催中の状況を情報発信します。

(2) パリオリンピック・パラリンピックを活かした大会運営

- 令和6年(2024年)のオリンピック・パラリンピックに出場する滋賀県ゆかりの選手に両大会や関連イベント等への参加を求めるなど、オリンピック・パラリンピックへの関心を活かした取組により、国内最大のスポーツの祭典に対する期待感やスポーツ実践の意欲を高めます。

(3) 安全・安心な大会運営

- 両大会の開催期間中、災害や事故、大会参加者の傷病、感染症などの発生に備え、警備・消防、医事・衛生、輸送・交通等の各種方針・計画等を適切に策定・運用し、安全・安心な大会運営に努めます。

2025 滋賀レガシー③ 『連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」』

☆地域の連帯感や郷土愛の醸成 ☆スポーツを支える文化の定着

→連帯感・郷土愛が深まり、スポーツを支える文化が定着しました！



両大会を通じて、
滋賀や仲間たちと
の絆が深まりました！！



スポーツを
みんなで
支えよう！

☆経験豊富なスポーツボランティア ☆社会貢献活動のさらなる活性化

→滋賀にはスポーツボランティアの経験者がたくさんいます！！



スポーツボランティア
なら任せて！！
次は他のボランティアに
チャレンジしてみようかな。



☆両大会の参加者の達成感や充実感

→両大会での楽しかった思い出が永く語り継がれています。

子どもの頃、
大会を観に行
ったのよ。



あれから30年。
良い大会だったね。



第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』 に向けた取組

1 おもてなしと滋賀の魅力発信

(1) 心のこもった「おもてなし」

- 花いっぱい運動やあいさつ運動、マナーアップ運動などの県民運動の取組により、来県者を温かく迎えるほか、地域・学校単位等で滋賀県選手はもとより、県外の選手も応援するなど、思いやりの心でもてなします。
- 各会場でニーズにあったパンフレットの提供、分かりやすい案内表示、行き届いたガイドに努めるなど、参加者が「来てよかった」と思える大会運営を目指します。
- 各会場や宿泊場所等で来県者に対し、豊かな自然、歴史、文化に育まれた様々な滋賀の食材を取り入れた郷土料理、特産品などの滋賀の魅力ある地域資源を活用した地産地消によるおもてなしを行うほか、おもてなしを契機に参加選手等と地域住民の交流を図ります。なお、選手等への食事提供の際は、体調管理にも配慮します。

(2) 滋賀の様々な魅力の発信

【ジュニア・ユースチームによる湖上スポーツを活かした滋賀の魅力発信に係る提言】

- 観光・文化関連団体や県関係機関等と連携し、豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツ¹⁹をはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を情報発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらいます。

- 県民一人ひとりが自ら滋賀の魅力を再発見し、多くの来県者

に紹介することができるよう、おもてなしの機運を盛り上げます。

- 関係事業者と連携し、選手団の昼食の共通食材や宿泊場所・会場等における食事において、滋賀のおいしい食材を使用するなど地産地消に努めます。
- 優秀な成績を収めた選手やチームに対する副賞の授与など、注目を集める場面での滋賀の特産品の使用に努めます。



¹⁹ 湖上スポーツを活かした滋賀の魅力発信について、ジュニア・ユースチームより提言あり。

2 「大会文化プログラム」の展開

- 滋賀ならではの文化・芸術に係る展示会や音楽会、郷土の祭り、伝統芸能等に加え、スポーツ文化の発信に係る事業やeスポーツ²⁰など、来県者が競技観戦以外にも楽しめる「大会文化プログラム」²¹を展開し、滋賀の文化、芸術等の魅力を発信します。

3 スポーツビジネスの展開等

- 観光関連団体、企業、県関係機関等と連携し、両大会の競技への参加や競技観戦を契機に来県する人々に向けて、豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズム²²や、大会文化プログラムに基づく各種文化事業や歴史・文化等の地域資源を活かした文化ツーリズムのほか、農村環境や食材・食文化を活かしたツーリズムなど、滋賀ならではのツーリズムを提案します。
- スポーツ産業や観光産業、健康関連産業等を中心とした経済振興に向けて、県内外に両大会を契機とした誘客やスポーツ参加人口の増加につながるよう、両大会やスポーツ活動促進に関する情報発信・広報を積極的に行います。
- 両大会の愛称・スローガンや大会マスコットキャラクター等を活用した商品開発を積極的に提案するなど、両大会の機運醸成と併せて企業等と連携したビジネスにもつながる取組を進めます。

2025 滋賀レガシー④ 『魅力と活力にあふれる滋賀』

☆「滋賀ファン」の増加と交流人口の拡大

☆大会終了後も続く来県者とのつながり・交流

→おもてなしや観光をはじめとする滋賀の魅力により「滋賀ファン」が増加しています。



²⁰ エレクトロニック・スポーツ(electronic sports)の略称で、コンピューターゲームで行うスポーツ競技をいう。平成 29 年(2017 年)愛媛国体、平成 30 年(2018 年)福井国体、令和元年(2019 年)茨城国体の大会文化プログラムにおいて、e スポーツが、スポーツ文化に関する事業として実施されたところ。

²¹ 大会文化プログラムとは、「文化プログラム実施基準」(公益財団法人日本スポーツ協会)に基づき、文化・芸術面から実施する国民スポーツ大会の開催行事の一つ。開催年の年間を通じて来県者に開催県の魅力を発信するため、各主催者がスポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとした文化・芸術イベントを実施するもの。

²² 競技観戦やスポーツイベント参加などスポーツを目的とした観光をいう(ビワイチ、ボート、セーリング、カヌー等の湖上スポーツ、登山、ハイキング、スキー等のアウトドアスポーツ等を楽しむこと等)。

☆認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力

☆スポーツツーリズムをはじめとする体験交流型旅行の普及

→滋賀の魅力の認知度が高まり、さらに磨き上げられるとともに、スポーツツーリズムなど、地域資源を活かした地域活性化の取組が進んでいます。



第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

1 競技力の向上

- 県とスポーツ関係団体、学校、企業等が連携しながら、選手の発掘・育成・強化、競技活動継続の支援、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備等により、計画的に競技力の向上を図り、滋賀県選手²³が活躍し、第79回国民スポーツ大会で天皇杯を獲得することを目指すとともに、両大会で活躍した選手

【活躍する滋賀県選手】
※写真左から3人目および4人目



- が、両大会を契機として、さらに他の全国大会やオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍することを目指します。また、両大会を契機として、活躍した選手が指導者として次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

- 競技力の維持・向上の環境づくりに向けて、県民のスポーツに対する意欲や関心を喚起する情報発信や普及啓発を行います。

2 スポーツを支える人材の育成

- 滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に向けて、スポーツ関係団体と連携して、各種研修会の開催や講習会への派遣、公認指導者資格の取得推進等により、スポーツ推進の要となる指導者や競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員、競技会補助員の計画的な養成を図るとともに、指導方法の向上をはじめとする指導者の資質向上を図ります。

²³ 県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していた選手。

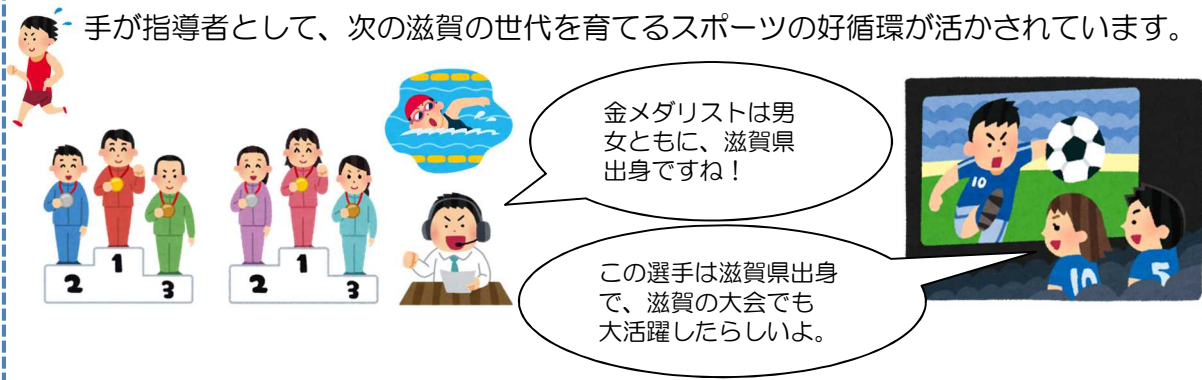
- (再掲)県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記ボランティア、選手団と行動をとる選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。

2025 滋賀レガシー⑤ 『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

☆競技力の向上 ☆県民のスポーツに対する高い関心や県の認知度向上

☆質の高い指導者や競技役員等

→両大会で活躍した滋賀の選手が全国や世界の舞台で活躍しています。また、活躍した選手が指導者として、次の滋賀の世代を育てるスポーツの好循環が活かされています。



第6節 『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

- 先催県の情報やノウハウを積極的に活用するとともに、様々な創意工夫を凝らすことで、開催準備から大会運営に至る全ての取組において簡素・効率化を図ります。
- 競技用具は、県、会場地市町、競技団体等が現有するものの活用を原則とし、不足する競技用具については、先催県や後催県等と連携して借用や共同購入を検討します。

2 財政負担等を考慮した施設整備

- 両大会開催に必要な施設は、既存施設の活用を基本とした上で、移転・改築等が必要な施設については、財政負担や将来のスポーツ推進や健康づくり促進等を考慮し、可能な限り寄附などの財源を確保し、事業費を抑制しながら整備します。なお、両大会終了後の施設利用や維持管理、財政負担、競技会開催運営等の観点から総合的に検討し、開催可能な既存施設の確保が困難な場合は、仮設施設の整備や県外施設の利用を検討します。
- 施設整備に当たっては、景観に配慮するとともに、防災拠点として、耐震性や災害時の緊急輸送機能や避難施設としての機能の確保に努めるものとします。

3 開催準備および大会運営における環境配慮

- 開催準備や大会運営に当たっては、廃棄物の発生抑制や分別を図るとともに、環境に優しい製品（再生・再利用製品、省エネ製品等）の利用や地産地消に努めます。

- 必要な施設・設備の整備に当たっては、必要な機能や経済性も考慮の上、再生資源を活用した資材や県産材の活用、省エネ製品や再生可能エネルギーの導入など、環境への配慮に努めます。
- 大会開催期間中における、マイカー自粛と公共交通機関の利用、アイドリングストップを呼びかけることなどにより、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 環境配慮の取組状況をホームページや開・閉会式会場等で情報発信するほか、クリーンアップ運動の取組などにより、県民や来場者の環境意識の醸成を図ります。

両大会における環境配慮の取組例（今後の予定含む）

分類	両大会における環境配慮の取組例
開催準備	物品は、必要最小限の購入とし、再使用または再生利用しやすい製品の優先的な購入に努める。
	環境に配慮した製品や、地産地消（輸送エネルギーの少ない地元で生産された商品の購入）の製品の優先的な購入に努める。
	業務委託の際は、環境配慮が適切に行われるよう仕様書への記載を行う。
	備品・物品は、修理等により長期使用するとともに、不要となった物も廃棄せず譲渡等により、有効利用を図る。
	広報資料や会議資料等は、必要最小限の作成に努める。
	広報・案内等は、インターネットやメール活用するなど、紙媒体は必要最小限とする。
	競技用具は、①現有活用、②現有活用で不足する場合は借用（レンタル）、③借用でもなお不足するまたは借用できない場合に購入、の順で整備することとする（物品の有効利用）。
施設整備	既存の施設・設備を最大限活用し、新たな施設・設備の設置は必要最小限とする。
	建設資材には、再生資源を活用した資材、県産材の使用に努める。
	施設において、ＬＥＤ照明、人感知式センサー照明、省エネ設備など省エネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
大会運営	冷暖房の適切な温度設定や過度な照明や音響を避けるなどにより、省エネルギーに努める。
	大会参加者（選手、役員、観覧者）にマイボトルの持参を呼びかける。
	会場における廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。
	宿泊施設・会場等における食事提供において、食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）の発生抑制に向けて、調理における工夫や消費者への啓発等を行い、廃棄物の発生抑制に努める。
	省エネルギー機器の使用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用に努める
	来場者に公共交通機関の利用を呼びかけ、公共交通機関が利用困難な場合は、シャトルバス利用などによりマイカー自粛につなげる。
	車両のアイドリングストップを呼びかける。
	事業者と連携し、弁当やおもてなし広場での飲食において、皿・カップ類を再使用可能なリユース食器の利用を進めるほか、来場者にマイ箸、マイカップの持参を呼びかけるなど、廃棄物の発生抑制の啓発を行う。
	開催準備や大会運営における環境配慮の取組状況を周知し、環境意識の醸成を図る。

2025 滋賀レガシー⑥ 『持続可能な滋賀への貢献』

☆大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減

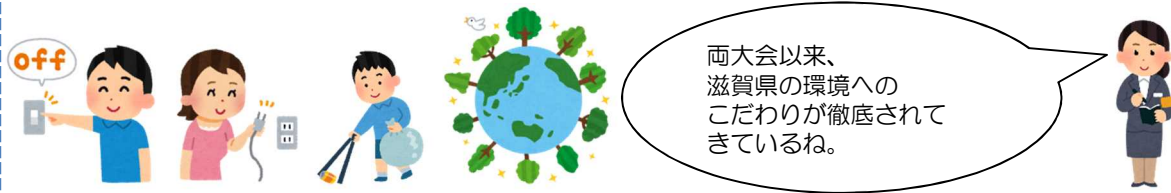
☆両大会終了後も持続的に有効活用されるスポーツ施設

→整備した施設が、後の世代まで愛され、活かされています。



こんな施設が滋賀にあってよかった！！

☆大会開催に伴う環境負荷の低減 ☆県民の環境配慮意識のさらなる向上
→滋賀では環境配慮への意識がこれまで以上に高まっています。



第7節 『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

- 開催準備および大会運営に係る基本方針・計画等は、国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会共通のものとして策定します。
- 両大会の広報・情報発信や関連イベント・行事等を一体的に行う中で、県民全般に障害者および障害者スポーツ活動への理解や関心を広めるほか、障害のある人となない人との交流の機会の創出を図ります。
- 両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会実現に向けた滋賀の大会の姿を全国に発信します。
- 両大会に係るスポーツボランティアや競技役員（審判員・運営員）、競技会係員、競技会補助員、競技補助員等を一体的に養成する中で、障害に係る知識の普及や障害者理解の促進に係る講習等を行い、障害のある人に配慮した大会運営を図ります。
- 国民スポーツ大会に向けた競技力向上の取組と併せて、関係団体や学校等と連携しながら障害者スポーツの選手の発掘・確保や団体競技のチーム創出・選手層の充実など、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上の取組を推進します。
- 関係機関等と連携しながら、県内外への両大会の情報発信や、大会文化プログラムに基づく文化・芸術事業の機会を活用し、アール・ブリュット²⁴をはじめとする滋賀の福祉の先進的な取組を発信します。

2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備委員会の各専門委員会等における障害のある人またはその関係団体の参画により、両大会の開催準備および大会運営に障害のある人の意見や視点を反映します。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、障害のある人が参加しやすいものを設けるなど、両大会への障害のある人の参加に配慮するとともに、全国障害者スポーツ大会のオープン競技への参加を呼びかけます。

3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営

- 施設については、全国障害者スポーツ大会での利用も踏まえ、障害のある人や高齢者、

²⁴ 日本語訳では「生（き、なま）の芸術」とされる。「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。

子どもなど、すべての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン²⁵への配慮に努めます。

- 両大会に参加する選手・指導者や観戦に訪れる人々が快適に過ごせるよう、両大会における競技運営、ボランティア対応、情報保障²⁶、宿泊、輸送・交通などのあらゆる取組において、相手の状態や立場に立った、人に対して思いやりのある大会運営を行います。
- ジュニア・ユースチームが取りまとめた「心がけ宣言」等を踏まえ、関係団体や県・市関係機関等と連携しながら「心のバリアフリー」について情報発信し、県民や来県者等に対して、障害のある人に配慮した行動を広く呼びかけます。

【ジュニア・ユースチームによる「心がけ宣言」】

ジュニア・ユース第3期生 ～心がけ宣言～

1 困っている人がいたら手助けします。

- ・ 「何かお手伝いしましょうか」と進んで声をかけます。
- ・ 特に、駅のホームや横断歩道では気かけます。

2 バリアフリーの施設や設備の利用マナーを守ります。

- ・ 多目的トイレやエレベーターは必要とする人の利用を考え、使用を控えるよう心がけます。
- ・ 自転車を路上（点字ブロックの上など）には停めません。
- ・ 障害者優先の駐車場の利用マナーを守ります。



※提言のうち3は、パラスポーツの魅力発信に係る提言
(P10 掲載のため、本頁では省略)

2025滋賀レガシー⑦ 『人がともに支え合う滋賀』

☆障害に関する知識や障害者理解のより一層の普及

☆「心のバリアフリー」のさらなる普及 ☆障害者スポーツの普及

→障害者理解が進み、障害のある人となない人の交流が進み、思いやりの心が育まれています。

→障害者のあるなしにかかわらず、生涯を通じて誰もが身近にスポーツ活動に親しむとともに、スポーツを楽しめる地域づくりが進んでいます。



大会の応援に行き、以来、皆で仲良くなりました。

☆障害のある人や高齢者、子どもなど様々な立場の人が利用しやすいスポーツ施設

→スポーツ施設に限らず、バリアフリー化が進んでいます。



どこに行っても行動しやすくなりました。

²⁵ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、誰もが利用できるよう、常によりよいものに改良していこうという考え方。

²⁶ 障害のある人が情報を入手するに当たり、必要なサポートを行うことで情報を提供することをいう。

第5章 開催基本構想の推進方策

以下により開催基本構想を着実に推進していくこととします。

第1節 推進体制

様々な立場で両大会に関わる各主体が、開催基本構想が示す方向性を踏まえて、連携・協働による取組あるいは、それぞれの主体的な取組を推進していくものとします。

第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割

開催基本構想を推進するためには、両大会に関わる各主体が、各々の役割を果たすことが必要となります。各主体に期待される役割のうち、主なものは以下のとおりです。

1 選手 ～持てる力を最大限発揮～

(1) フェアな精神で持てる力を最大限発揮し、観客に夢と感動を与える

スポーツマンシップに則ったフェアな精神のもと、全力で競い合う姿や競技を楽しむ姿を見せ、観客に夢と感動を与えます。

(2) 県外の選手や会場地市町住民との交流促進

選手同士の交流、応援いただいた住民との交流の中で絆を深め、感動を共有し、選手一人ひとりにとっても心に残る大会にします。

2 県民 ～積極的に参加し、両大会を楽しむ～

(1) 両大会へ参加し、両大会を楽しみ、盛り上げる

スポーツボランティアや式典、県民運動等に積極的に参加し、両大会を楽しみ、盛り上げていきます。また、両大会への参加方法の一つとして競技会を観戦し、滋賀県選手はもとより、県外の選手にも温かい声援を送り、スポーツを楽しみます。

(2) 「マイスポーツ」の発見

自身に合った好きなスポーツ（＝マイスポーツ）を見つけ、その競技を観戦したり、スポーツ体験やデモスポなどの機会を捉えて取り組みます。

(3) 来訪者への滋賀の魅力の紹介

一人ひとりの立場で、全国からのお客様を温もりの心でもてなし、県外の選手や関係者等と積極的に交流し豊かな自然や文化、食などの滋賀の魅力を紹介します。

3 スポーツ関係団体 ～両大会を通じたスポーツの普及・推進～

(1) 選手強化、指導者・審判員等の養成

競技団体は、両大会で選手が活躍できるよう選手の育成・強化を行うとともに、大会運営が円滑に行われるよう審判員等を計画的に養成します。

公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会は、各競技団体が行う選手の育成・強化、指導者の養成等について指導や支援を行います。

(2) 会場地市町との連携による競技会の円滑な準備・運営

競技団体と会場地市町等が協力し、選手が気持ちよく試合に臨めるよう、競技会開催

に向けた準備と円滑な大会運営を図ります。

(3) スポーツの普及やスポーツを親しむ環境づくり

公益財団法人滋賀県スポーツ協会および滋賀県障害者スポーツ協会は、競技団体や県、市町等と連携し、スポーツイベントの開催やスポーツの普及・啓発に係る情報発信を行い、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを進めます。

各競技団体等は、両大会に向けて、開催競技の普及・推進を進めます。

4 企業 ～両大会開催に向けた支援・協力～

(1) スポーツ活動の支援

トップアスリートや優秀な指導者を受け入れる体制づくり、社員がスポーツに親しめる環境づくりなどに積極的に取り組むことを通じて、スポーツ活動を支援します。

(2) 滋賀の魅力の発信と地域活性化等への寄与

それぞれの企業活動の中で、滋賀の魅力の発信や、滋賀の魅力の磨き上げに取り組むことを通じて企業としての地域活性化等に寄与します。

(3) 寄附・協賛等を通じた両大会への支援・協力

両大会に係る寄附や企業協賛への参加など、両大会の運営基盤づくりを支援します。

5 各種団体 ～選手への温かい声援と両大会への参加、盛り上げ～

(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等）

両大会に様々な立場で参加できることを周知し、両大会に対する興味・関心を喚起します。生徒、学生が滋賀県選手の応援や県外の選手の応援、関連イベント等への参加などで、スポーツで得られる感動を体験できる機会を多く持てるよう努めます。

(2) 地域住民組織（自治会、女性団体、老人クラブ、青年団体等）およびNPO

団体の活動に関連する県民運動に積極的に参加し、機運醸成に貢献します。

また、両大会開催時には、ボランティア等のかたちで各競技会の運営・準備を支援します。また、地域ゆかりの選手などを応援し盛り上げるとともに、来県する選手、監督や観覧者等をもてなし、交流を深めます。

6 市町 ～競技会の運営等～

(1) 競技団体等との連携による競技会の円滑な準備・運営

県や競技団体等と連携し、両大会の競技会の円滑な準備、運営を行います。

また、県や関係団体、県民等と連携し、選手の応援や、来訪者の歓迎や交流の輪を広げる取組など、会場地ならではのおもてなしを行います。

(2) 開催競技の広報・情報発信

各会場地市町における開催競技が会場地市町のシンボルスポートとして住民に認知されるよう、県や競技団体等と連携し、広報・情報発信等に努めます。

7 県 ～両大会を含めたスポーツ施策等の推進～

(1) 開催準備（実行）委員会の運営および関係機関・団体等の支援・調整

開催準備（実行）委員会の事務局運営を通じて、構成団体や企業、県民等と連携し、会場地選定、競技役員等の養成、広報・県民運動、宿泊・衛生、輸送・交通、式典運営、ボランティア養成、おもてなしなど、両大会の開催準備および大会運営の取組を開催県として責任を持って進めるとともに、市町や競技団体等の取組を支援します。

また、スポーツ施策以外の各種施策を所管する県・市町関係機関等とも必要に応じて連携・調整を図り、開催準備や大会運営に活かしていきます。

(2) スポーツ施策の推進

県民、市町、事業者、大学および競技団体等と連携・調整しながら、両大会の開催や競技力向上対策を含めた様々なスポーツ施策を計画的に推進します。

(3) 県立スポーツ施設の整備等

県民が将来にわたりスポーツ活動や健康づくり活動を行う拠点となる県立スポーツ施設の整備や運営を行います。

第3節 開催基本構想のフォローアップ（進行管理）の実施

1 フォローアップの実施体制

毎年度、開催基本構想の進行状況等について、把握し、検証します。

また、開催準備（実行）委員会事務局は、必要に応じて県関係機関や、市町や競技団体等との調整を行うものとします。

2 フォローアップの視点

フォローアップの視点は以下を基本とし、方法等は実施の都度、別途定めます。

- 取組が適切に進捗しているか
- 取組に係る基本方針や計画、事業等は開催基本構想の方向性に沿ったものであるか
- 課題を踏まえた今後の対応方針が適切であるか

3 フォローアップ結果の活用等

フォローアップ結果は、ホームページ等で公表し、取組の進捗状況や課題等を県民や関係団体等と広く共有するとともに、今後の開催準備や大会運営の検討に活用します。

第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について

両大会が終了し、開催準備（実行）委員会の解散後においても、両大会開催によって生み出されるレガシーが次世代に確実に引き継がれ、定着化が進むことが求められます。

そのため、今後、両大会開催までに、開催準備（実行）委員会や滋賀県スポーツ推進審議会²⁷等の場において、レガシーの定着化を継続的に推進する仕組みを検討していくこととします。

²⁷ 滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づき設置される県の審議会。スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画（＝「滋賀県スポーツ推進計画」）その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。